令和時代の働きやすい保育所運営定着事業業務委託仕様書

令和時代の働きやすい保育所運営定着事業業務委託については、この仕様書の定めるところによる。

1 委託事業名

令和時代の働きやすい保育所運営定着事業業務委託

2 目的

県では、保育士の人材確保のため、働きやすい保育の職場環境づくりに取り組んでおり、令和元年度は、保育所に特化した「イクボス」普及を「ホイクボス」として推進し、職場のコミュニケーション強化の取り組み、令和2年度は、保育現場の事務作業を、より効果的、効率的に進めるやり方を定着させるため、働き方改革コーディネーターを保育所に派遣して、保育士と一緒に効率化できる事務作業を洗い出し事務作業の改善策や効率化の方策を検討、実践した。

今回の事業では、令和元年度・2年度の取組で得られた知見やノウハウ、先進事例等を活かしながら、令和時代に相応しい保育の職場環境を県内保育所に定着させるとともに、県内の保育所で創意工夫等をしながら働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事例を募集・表彰することを目的として実施する。

3 委託事業の概要

- (1) 委託業務の実施期間 委託契約の日から令和4年3月15日まで
- (2)委託業務の主な内容
 - ①保育所の働きやすい職場環境づくりに向けた講師派遣
 - ②先進事例の募集、表彰、発信

4 業務内容

(1) 保育所の働きやすい職場環境づくりに向けた講師派遣

保育所の働きやすい職場環境づくりに向けた改善事例、実践するノウハウなどを県内保育所に横展開するため、市町や関係団体等が主催する保育所の管理職が集まる機会や、保育所内の勉強会等に講師を派遣する。

なお、改善事例や実践するノウハウ等については、県が令和元年度・2年度に実施 した取組を踏まえて、契約締結後に県から受託者に提供する。

①募集

・ 市町や関係団体が主催する研修会や、保育所内の勉強会等への講師派遣希望を募 集する。 ・ 講師派遣募集や選定方法等については、県と協議して決定する。

2)開催

- ・ 開催回数 保育関係の管理職層を対象としたもの 5回以上 保育所に派遣して実施するもの 5回以上
- ・ 開催日時や会場等については、申込者と調整して決定する。なお、会場費が必要となる場合は、委託費に含むものとする。
- ・ 開催にあたっては、県が別途定める指針に従い、新型コロナウイルス感染予防対 策を行って実施すること。

③講師

- ・保育所の働き方、職場環境の現状や、保育現場における ICT の活用など、保育 現場の働きやすい職場づくりに関する知見を有している者を選定すること。
- 申込者から講習会で学びたいことやニーズ等のヒヤリングを行い、その内容に相応しい講師を選定すること。
- ・ 選定にあたっては県と協議を行うこと。

4)内容

- ・ 主な参加者の職種(園長、主任保育士、現場の保育士等)に応じて、内容や進行方法等を企画すること。
- ・ グループワークを行うなど、参加者が主体的に学ぶ内容や進め方で実施すること。

⑤アンケート

- 終了後にアンケートを実施すること。アンケート内容については県と協議を行うこと。
- アンケート結果を集約、分析し、県に提出すること。

(2) 先進事例の募集、表彰、発信

県内において、創意工夫、さまざまな主体との協創、ICT の活用等により、働きやすい職場環境づくりを進めている取組を表彰するとともに、取組を情報発信して県内保育所に横展開し、保育所で働くことのモチベーション向上と、職場環境の向上を促進して、保育士の人材確保や離職防止につなげる。

①募集チラシの作成

- ・ 働きやすい職場環境づくりに向けて、各保育所の創意工夫等による取組を、公募 (自薦・他薦)により募集するチラシの作成・配布を行う。
- チラシの内容は県と協議し決定する。

【規格・数量】 A4版両面・カラー・1,000枚

【対象】認可保育所、認定こども園(幼保連携型、保育所型)等

・作成したチラシを県の指定する宛先に発送すること。(600 ヶ所程度) 配布先:対象施設の他、市町、関係団体等 ・チラシを作成するにあたっては、応募動機を高める工夫を行うこと。

②応募の取りまとめ、審査会の開催

- ・ 応募の取りまとめを行うとともに、表彰対象決定のための審査会を開催し、表彰 の選考を行うこと。なお、審査基準の設定、審査員の選考は県で行う。
- ・ 県と協議のうえ審査会の日程を設定し、審査員との連絡調整を行うこと。
- ・ 審査会により受賞保育所を決定後、受賞保育所との連絡調整を行うこと。

【審査員について】

・ 委員は県内在住の方5名とし、県の規定に準じて算出した旅費と報償費(9,900円)を委託料から支払うこと。

【受賞保育所の表彰について】

- ・ 表彰件数は5件程度とする。
- ・ 受賞保育所に対して賞状と盾を贈呈することとし、費用は委託料から支払うこと。

③表彰式の企画・運営

- ・ 受賞保育所を表彰するとともに、受賞した保育所の取組を県内保育所の働きやすい職場環境づくりの参考として横展開できるよう、表彰式の企画・運営を行うこと。
- ・ 表彰式の開催にあたっては、県が別途定める指針に従い新型コロナウイルス感染 予防対策を行うとともに、感染状況を踏まえ、オンラインでの開催も検討すること。
- 【日時】 11月頃を目途とし、県と協議のうえ決定することとする。
- 【規模】 100 名程度
- 【会場】 本事業の啓発に相応の会場を提案することとし、契約後に県と協議のう え決定する。
- 【内容】 表彰の実施とあわせて、働きやすい保育の職場環境づくりに対する理解を深めるための講演の実施など、保育関係者の理解につながるような内容を企画し、県と協議のうえ実施すること。

④事例集の作成

- ・ 受賞保育所の事務改善取組の具体的な進め方や効果、取組を実践するコツやノウ ハウなどを紹介する内容とすること。
- 内容について、県と打合せを行い、県の確認を得たうえで制作すること。
- ・仕様:A4版・8頁以上・カラー (紙質は普及啓発に適したものとし、指定はしません。)
- · 印刷部数:600部
- ・ 認可保育所、認定こども園(幼保連携型、保育所型)、市町、関係団体等、県の 指定する宛先に発送すること。(600 ヶ所程度)
- ・ 事例集を活用しながら、働きやすい保育の職場環境づくりが県内保育所に拡が るように、情報発信を行うこと。

(3) 業務報告書の作成

- (1)~(2)の実施内容等について報告書を作成すること。
- ・ 報告書のレイアウトは業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。
- ・ 報告書は Word2016 及び Excel2016 に対応可能なバージョンで作成し、電子データ及び紙資料(3部)を提出すること。
- その他、関係書類の提出を求める場合がある。

5 契約方法に関する事項

- (1)契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、 更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

- 7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期 契約条項の定めるところによる。
- 8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

- 10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による 不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当 介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれ がある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2)契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

- ・ 執行経費の支出に伴う関係書類は、当該年度を含め5年間適正に保存するとともに、 県が提出を求めたときは、速やかに提出すること。
- 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報 公開の対象となる。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。 なお、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等 は受託者に留保するものし、この場合、県は当該業務の範囲内において使用できる ものとする。
- 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、県の検査後に支払うものとする。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守 すること。また、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に 対して、三重県個人情報保護条例に罰則規定があるので留意すること。
- ・ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律を遵守するとともに、同法第 7 条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適 切に対応するものとする。

- ・ 事業実施にあたっては、県が別途定める指針にともない、新型コロナウイルス感染 症対策を十分に行って実施すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と県が協 議のうえ、決定することとする。

12 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当:川端・小川

Tel: 059 - 224 - 2404 FAX: 059-224-2270 E-mail: shoshika@pref.mie.lg.jp